

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年4月7日

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 山本 邦夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、浚渫土を固化することで浚渫土に含まれる有機体炭素の分解を抑制し、その固化体の有効利用により固化体内に有機体炭素を貯留する技術を開発するものである。

本業務については高度な知見に基づく技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

浚渫土固化による炭素貯留効果の評価に関する検討業務

(2) 業務内容

「浚渫土固化による炭素貯留効果の評価に関する検討業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和6年3月22日まで

3. 業務目的

本業務については、カーボンニュートラルポート形成に資する炭素貯留技術の構築のため、浚渫土を固化することで浚渫土に含まれる有機体炭素の分解を抑制し、その固化体の有効利用により固化体内に有機体炭素を貯留する技術を開発する。最終的には、このような炭素貯留技術を取り込むことで、港湾工事における二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和5・6年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局か

ら「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア 浚渫土およびその固化体の力学特性および有機体炭素動態を分析・評価する技術を有していること。

イ 固化体の潜在的炭素貯留効果を反映し、施設建設時の二酸化炭素排出量の算定が可能であること。

ウ 港湾構造物の設計および環境配慮に関する豊富な実績を持ち、高度な知見と技術力を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

ア 再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7 番 30 号

近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係

電話 078-331-0057 FAX 078-391-5680

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 4 月 17 日まで

(1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 5 年 4 月 17 日 14 時 00 分

(1) に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または 託送 (書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和 5 年 5 月 16 日 14 時 00 分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和 5・6 年度建設コンサルタント等に係る A 等級の一般競争(指名競争)参加資格を有していない者も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。